油の流通構造にみる「法と社会」 一泉州池田谷を起点として― 島﨑未央はじめに

・泉州池田谷の水車絞油屋・門林佐五平家の取引から池田谷―堺―大坂における油の流通 構造の一端を復元

油の出荷の局面/在地での日用油の流通を、携わる諸存在の職分のレベルに掘り下げて分析すること(その途中段階)

- ・明和以前 堺を介した江戸・京都への出荷/在方での小売
- ・明和の政策-油方仕法 大坂出油屋への出荷強制、絞油屋の株仲間化
 - ⇒寄屋は「無株人」に/小売り油は大坂油仲買から買い戻し
 - ※<u>地域における取引の自生的展開をふまえ、法の枠組みが既存の取引をどのように拘</u> 東し、実際の取引関係が法の枠組みの中でどのように展開していたのかを解明
- 1)油寄屋期の取引形態

買付油、預り油とその利潤/荷物衆(「油出日雇」)への造用と統括/大坂相場-造用=堺表仕切値

- …問屋としての内実
- 2) 天明の荷次所設定と山方荷主

建前:出油屋の流通網への包摂=「荷次所」/造用・世話料・冥加銀の低額設定

実態: 樽の詰替=仕切は織込み済み …「荷次」名目以上の役割

寛政期 山方荷主との、造用負担責任、仕切値設定をめぐる相克

背後に荷物衆の前貸し・増額要求

3)19c 前半 佐五平家の油取引

文政 12 ~天保 3 荷次を介した出荷:出油屋との直取引=9:1

⇒特に堺荷次との取引の比重高い

出油屋の認識…油の品質検査(漉して澱を取る)、「山方取締」が荷次の職分 出油屋との直取引…大津への陸送、貫屋惣五郎の手船輸送/決済は出油屋から ⇒即銀決済を望む荷主は荷次を選択ヵ

- 4) 天保の仕法改正と荷次所一件
 - 天保3年 改正仕法 出油屋・京口油問屋・江戸口油問屋を一括して「油問屋」に 口銭の節減、会所化された油寄所での一元的取引で「隠れ油」を防止 ⇒大坂表での流通量把握による相場引き下げを企図
 - 天保4年 荷次所一件 荷次所での樽の詰替え・仕切銀決済を大坂町奉行が咎める 「問屋に紛敷」行為の禁止、「元願済通り」荷の継ぎ立てのみ/絞油屋に 樽への記名を義務づけ
 - ⇔ 元出油屋 荷次所での詰め替え・決済は「仕来り」と返答
- おわりに「大坂油間屋の支配の担い手」と評価されてきた荷次
 - ⇒仕法の展開/取引の担い手たちの利害関係に基づき構築される実際の取引 関係からの評価が必要